

# リニア新幹線工事（その2）の認可処分の取り消しを求める 不服審査請求に参加しましょう

2018年3月2日、国土交通大臣がリニア中央新幹線工事実施計画(その2)を認可しました。すでに2014年10月、国交大臣は工事実施計画(その1=土木工事)を認可し、これを基に各地で非常口工事などが行われています。今回の(その2)は変電所や電気関係が中心となっていますが、環境影響評価手続きも受けておらず、計画に対する市民や自治体知事や市長意見もほとんど取り入れられていません。(その1)については、リニア沿線を中心に5千人余りが認可取り消しを求め行政不服審査法に基づいて異議申し立てを行いました。しかし、国交省は審査を行わず、JR東海が着工の動きを見せたため、やむなく5千人余の中から738人が原告となって、2016年5月東京地裁に「工事実施計画(その1)の認可取り消しを求める行政訴訟」(ストップ・リニア訴訟)を起し、現在係争中です。(その2)も(その1)と強い関連があり、また、リニアの環境影響や安全性に関わるものです。そこで、私たちは(その2)の認可の取り消しを求め、行政不服審査法に基づく「不服審査請求」を行います。(その1)の申し立てに参加出来なかった方の積極的な参加をお願いします。

審査請求書(ひな型)の内容をお読みになり、趣旨に賛成の方は、以下の要領で必要事項を記入し、下記のあて先に手交もしくは郵送ください。

**締め切りは5月20日(必着)でお願いします。**

1. 請求人の氏名(2か所)と印鑑(1カ所)が必要です。ゴム印は不可です。

請求人は成人に限られます。

2. 年齢(5月30日時点)と住所。

3. 請求の理由で(1)～(4)以外に書き加える場合は、(5)その他に記入。

4. 末尾の「意見陳述」の希望があれば「申し出る」を○で囲んで下さい。

なお、異議申し立ては訴訟とは違いますので、費用の負担はありません。

記入済みの審査請求書は、直接下記の者にお渡しいただくか、下記あてに郵送して下さい。  
FAXは不可です。

〒213-0014 川崎市高津区新作5-22-1-103 (電話044-866-5785)

天野捷一